

議第134号

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例の制定について

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年 9 月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出しを「(供用時間及び供用しない日)」に改め、同条本文中「供用日及び供用時間」を「供用時間並びにこれらの施設を供用しない日」に改める。

別表第 1 備考以外の部分を次のように改める。

区 分		供 用 時 間	供 用 し な い 日
球 技 場	全 面 利 用	午前 9 時から午後 5 時まで	1 月 1 日から同月 3 日まで 及び12月29日から同月31日 まで
	特 定 部 分 利 用	午前 8 時から午後 7 時までの間において、別に定める。	
テ ニ ス コ ー ト	午前 8 時から午後 9 時まで		
会 議 室			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

京都市宝が池公園運動施設の球技場等を供用しない日を変更する必要がある
るので提案する。